

住んでよし しずおか木の家推進事業 Q & A

【応募条件等について】

Q 1 補助金の申請者は誰になりますか。施主ですか、施工者ですか？【共通】

A 1 申請者は、自らが居住するために、静岡県内において木造住宅を取得（新築・増改築）、もしくは住宅をリフォームする施主となります。

Q 2 「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了とは、どのようなことですか？【共通】

A 2 次のとおりです。

【新築・増改築】

- ・「しずおか優良木材等」の使用が“構造材のみ”の場合は、上棟完了時
- ・「しずおか優良木材等」の使用が“構造材+内装材等”の場合は、内装等の施工完了時

【リフォーム】

- ・「しずおか優良木材等」を使用した仕上材の施工完了時

Q 3 しずおか木の家推進事業者とは、どのような業者のことですか？【共通】

A 3 施主（県民）に対し、県産材を使うことの意義や木の良さを伝え、品質の確かな県産材製品の利用を積極的に提案していただける住宅設計者や施工者のことで、以下の条件をすべて満たし、しずおか木の家推進事業者名簿に登載された業者です。

- (1) 県内に事務所または営業所を有する住宅設計者、施工者
- (2) 施主（県民）に対し、品質の確かな県産材製品の利用を積極的に提案できる者
- (3) 県が指定する研修会等に、積極的に参加できる者

Q 4 しずおか木の家推進事業者になるためには、どのような手続きが必要ですか？【共通】

A 4 しずおか木の家推進事業者応募用紙に必要事項を記入のうえ、静岡県森林組合連合会に提出してください（随時受付）。様式は、県ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/jigyoushaboshuu.html>)

新たに登録した方は、随時更新されます。

■静岡県森林組合連合会

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館 静岡県森林組合連合会
電話：054-253-0195 FAX：054-253-2328 E-Mail：s-wood@s-kenmori.net

Q 5 同一の施工業者で申請件数の上限はありますか？【共通】

A 5 同一の施工業者で申請件数の上限はありません。

Q6 離れは補助対象となりますか？【共通】

A6 申請者が居住するのであれば、補助対象となります。

Q7 二世帯住宅の場合、世帯毎に分けて申請することはできますか？【新築・増改築】

A7 補助金は、1棟ごとに助成することになっています。二世帯住宅で、建築確認申請が1件の場合は、助成は1棟とします。

Q8 店舗は対象外なのですか？【共通】

A8 店舗などの商業施設は、営業上必要な施設であり、助成ではなく、事業者自らの意思と費用で県産材を使っていただきたいと考えています。

この事業では、個人で家を建てる際に、県産材を使うきっかけとしていただくため、補助対象は住宅に限ることとし、店舗に対しての助成は行っていません。

Q9 農地転用した土地に住宅を建てる場合の申請は、建売住宅申請ですか？【新築】

A9 農地法の規定により、市街化区域外にある農地を宅地に転用する場合には、建売住宅しか認められていません。

市街化区域内にある農地を転用する場合は、注文住宅と建売住宅どちらでも可能です。それぞれの建て方にしなごって、申請してください。

※ なお、農地法と建築確認との関係は、各市町の農業委員会事務局にお問い合わせください。

Q10 リフォームで押入れは対象となりますか？【リフォーム】

A10 押入れも対象となります。リフォームは仕上材を対象としているため、押入れや外装であっても、仕上材として表面に見えている箇所に施工してある「しずおか優良木材等」について、対象としています。

ただし、押入れの中段は家具扱いとなりますので、対象となりません。

Q11 RC造の家でも、リフォームで「しずおか優良木材等」を使用すれば、助成の対象となりますか？【リフォーム】

A11 リフォームで一定量以上「しずおか優良木材等」を使用すれば、既存住宅の構造は問いません。

【手続きについて】

Q12 他制度との併用した申し込みは可能ですか？【共通】

A12 併用することができます。「住んでよし しずおか木の家推進事業」では、国（長期優良住宅など）や市町の住宅助成制度との併用は制限していません。

ただし、国・市町の制度によっては、県の「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用を認めていない場合もありますので、担当窓口を確認してください。

**Q13 補助金交付申請書などの提出窓口はどこですか？
窓口まで遠距離となりますが、書類の提出は郵送でもよいですか？【共通】**

A13 窓口は、静岡県森林組合連合会です。

書類の提出は郵送でも構いません。ただし、提出書類や記載内容等に不備事項があった場合は、直接窓口に出向いていただき、訂正をお願いする場合があります。

■静岡県森林組合連合会

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館 静岡県森林組合連合会

電話：054-253-0195 FAX：054-253-2328 E-Mail：s-wood@s-kenmori.net

Q14 実績報告に添付する写真はどのようなものを用意すればよいですか？【共通】

A14 次のとおりです。

【しずおか優良木材の場合】

- ・ラベル（S-wood マークと生産工場名が入ったシール）が貼付してある部材の写真
- ・のぼり旗「しずおか優良木材の家」が入った全景がわかる写真

※ 1枚でかまいません。のぼり旗は、窓口（Q13）へ申し込みいただければ、必要数を発送します。

【JAS・JIS製品の場合】

- ・JASマーク等が確認できる部材の写真

※ リフォームの場合、施工してしまうと、S-wood マークやJASマークが見えなくなってしまうため、現場納品時に、マークの分かる写真を撮影してください。

Q15 補助金交付申請書や完了実績報告書などの書類はどこで手に入りますか？

A15 申請書類や、その他説明資料は、県ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/jigyoushaboshuu.html>)

Q16 都市計画区域外で建築確認申請が不要の場合は、建築確認済証ではなく、建築工事届出書を提出すればよいのでしょうか？【新築】

A16 補助金交付申請の際には、建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）のどちらかの提出をお願いしています。都市計画区域外で、建築確認申請が不要の場合は、建築工事届出書（写）を提出してください。

Q17 建売住宅で助成を受けようとする場合は、どのような手続きが必要ですか？【新築】

A17 大工・工務店等の施工者が上棟1ヶ月前に静岡県森林組合連合会に申請し、「しずおか木の家証明書」を発行してもらう必要があります。

「しずおか木の家」を購入された方は、売買契約書締結後1ヶ月以内に「しずおか木の家証明書（写）」等を添付して、申請してください。

Q18 リフォームの申請は「工事着工の2週間前まで」とありますが、「工事着工」とはリフォーム工事全体の工事着工ですか？【リフォーム】

A18 「しずおか優良木材等」を使用する部分の工事着工の2週間前までに申請してください。

「しずおか優良木材等」を使用する部分以外の工事については、申請の時点で始まっている問題はありません。

【しずおか優良木材等】

Q19 「しずおか優良木材等」とはどのような木材ですか？

A19 次のとおりです。なお、しずおか優良木材の品質基準は、しずおか優良木材供給センターのホームページ (<http://www.s-kenmori.net/swood/>) を参考にしてください。

- ・ 静岡県産材証明制度により産地を証明され、かつ合法性を証明された木材を使用した、しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品、同会が個別に認証した製品
- ・ 静岡県産材証明制度により産地を証明され、かつ合法性を証明された木材を使用した、JAS・JIS製品

Q20 「静岡県産材」であることをどのように確認するのですか？

A20 県及び静岡県木材協同組合連合会が実施している「静岡県産材証明制度」により発行される「県産材販売管理票」で確認します。「県産材販売管理票」がない場合は、「県産材」として証明されません。

この制度は、素材生産業者、原木市場、製材工場、木材流通業者などを「県産材取扱業者」として事前に登録し、素材生産・加工・流通の各段階において、取り扱う木材に「県産材販売管理票」を添付することとしています。詳しくは、静岡県木材協同組合連合会（TEL 054-252-3168）にお問い合わせください。

※ 施工者は、「県産材取扱業者」に登録する必要はありません

Q21 「合法木材」であることをどのように確認するのですか？

A21 製材段階における「納品書等による証明書」で確認します。

※ 「合法木材」とは、森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材のことです。認定を受けた事業者が「合法性等証明書」を流通・加工段階の業者に渡すことにより、証明の連鎖が形成されます。